

平成29年4月

## 笠間市立みなみ学園義務教育学校いじめ防止基本方針

笠間市立みなみ学園義務教育学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒たちの教育を受ける権利ばかりでなく、生存する権利までも著しく侵害する行為です。そして、児童生徒の心や体のすこやかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その命や体に重大な危険を生じさせる恐れもあります。このようないじめの危険から児童生徒の人としての尊厳を守るため、笠間市立みなみ学園義務教育学校では、「笠間市立みなみ学園義務教育学校いじめ防止基本方針」を定めます。

### 1 基本方針策定にあたって

笠間市立みなみ学園義務教育学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第12条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止のための対策を市全体で円滑に進め、総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

### 2 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

### 3 いじめ防止のための基本的考え方

- いじめは、児童生徒間では常に起こりうるものであるという認識の下に、未然防止を対策の基本とします。
- いじめは、大きな人権侵害であり、犯罪にもなりうる行為であることを、児童生徒に実感として理解させる教育活動を充実します。
- いじめの兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処するとともに、いじめを受けた児童生徒の生命の安全、心身のケアなど、いじめを受けている者の意見が反映されることに配慮します。
- 学校ばかりではなく、保護者、地域住民などとの連携を大切にし、いじめ撲滅を市民レベルでとらえ、より有効な対策となるようにします。
- いじめは、児童生徒個々の問題であり、児童生徒が主体的、積極的にいじめ防止に取り組む態度を育てます。

#### 4 いじめ防止等のための施策基本的考え方

##### (1) いじめ防止

学校は、全ての教職員が児童生徒の心の理解に努め、児童生徒たちの様子や学年・学級等での状況の把握に努め、その変化に敏感になることが必要です。また、あらゆる教育活動を通じ、互いに認め合い支えあえる豊かな人間関係を育て、いじめを生まない学校づくりに取り組む必要があります。

保護者は、児童生徒はいじめの加害者にも被害者にもなりうるということ認識し、児童生徒の日々の表情や態度に注意を払い、小さなサインを見逃さないようにします。また、日ごろから、いじめを容認しない強い意志を示しておくことが大切です。いじめに気づいたときやいじめのおそれのあると思われるときは、徹底して守り抜く姿勢を示し、速やかに、学校や関係機関等に相談または連絡します。

市民、関係団体は、相互に連携していじめの防止に努めます。

##### (2) いじめの早期発見

いじめは、教職員や大人の目に付かないところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童生徒の些細な言動や挙動の変化を敏感に感じ取れる感性を高め、保護者・地域等が連携して総力でいじめを察知することに努めます。場合によっては、アンケート等を実施し、早期発見に努めます。

##### (3) いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した場合は、決して問題を軽視することなく、早期に適切に対応します。その際、いじめられている児童生徒、いじめを知らせてくれた児童生徒を徹底して守る姿勢を示すことが大切です。いじめの事実確認は、詳しく情報を収集し、正確に把握します。そのためには、いじめられた児童生徒・いじめている児童生徒から心情や経過を聴き取るほか、周囲の児童生徒や保護者、第三者などからも必要に応じ情報を収集します。なお、事実の確認や保護者の対応は、必ず複数の教職員で行い、管理職は当然のこと教職員間の組織的な連携と情報の共有化を図ります。

##### (4) 地域や家庭との連携

学校は、PTAや地域関係団体と、いじめ問題について協議する機会を設けます。

##### (5) 関係機関との連携

家庭環境がいじめの要因となっている場合は、市の子ども福祉課や児童相談所等の協力を得るとともに、スクールカウンセラーや医療機関など専門機関との連携も視野に入れます。また、暴力行為や犯罪に繋がる事案については、警察署やいじめ・体罰解消サポートセンターに相談するとともに、生命や身体の安全が脅かされる危険があるときには、直ちに通報します。

## 5 いじめの未然防止のための取組

### (1) 笠間市教育委員会の取組

#### ○ いじめ防止と早期発見のために

- いじめ防止のための啓発活動，園・学校等への支援を充実するとともに，地域社会への働きかけを継続します
- 全学校を対象にしたアンケート調査等を実施します。
- 電話等による相談体制を充実します。

#### ○ いじめがあったときには

- いじめがあったときには，学校とともに早急に対応し，関係機関や有識者等に意見を求めながら，児童生徒たちが安心して普段の生活に戻れるよう努めます。
- 状況に応じ，「笠間市いじめ対策委員会」を開催し，対応，対策等を協議し再発防止に努めます。

また，再調査が必要な重大な事態が発生した場合には，第三者となる外部委員を加えて再調査を行い，重大事態への対処と同種事態の再発防止のための措置を講じます。

### (2) みなみ学園義務教育学校での取組

#### ○ 基本方針の策定といじめ防止等の対策に係る組織の設置

- 学校は，国や茨城県のいじめ防止対策基本方針・笠間市いじめ防止対策基本方針を参酌して，「いじめ防止対策推進法 第13条」の規定に基づいて当該学校におけるいじめ防止基本方針を定め，ホームページなどで公開します。
- 学校は，「いじめ防止対策推進法 第22条」の規定に基づき，「いじめ防止対策委員会」を常設し，校内のいじめ事案について組織的・積極的，継続的に適切かつ迅速に対処できるようにします。この委員会は，校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭のほか，校長の指名する職員によって構成します。また，必要に応じて専門的知識を有する者を参加させることも出来ます。

#### ○ いじめの防止

- いじめを誘発する児童生徒のストレスの軽減を図ると共に，ストレスを回避できる力を育てます。
- 児童生徒たちの学校での生活の様子，頑張ったことなどを保護者に伝える活動を一層充実します。
- 笠間市自殺予防教育指導資料「かがやき」を活用し，生命尊重，人権尊重等の道徳心の醸成と心配を伝える，相談を受けられる等のスキルを身に付けます。

#### ○ 早期発見

- 些細な兆候であってもいじめの疑いをもち，早期に複数教職員で関わる。その際，隠したり軽視したりせずに積極的に認知するために，以下のことをします。
  - 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
  - 保護者用いじめチェックシート等の活用
  - 教職員と生徒との間で日常的に行われている連絡帳や日記の活用

#### 個人面談や家庭訪問の実施 など

##### ○ いじめに対する措置

- いじめを発見したり通報を受けたりした場合には、直ちに校長に報告します。そして、個人が抱え込むことなく、組織として対応します。
- いじめが確認された場合には、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒には、教育的配慮の下に毅然とした態度で指導します。
- いじめの訴えがあったり疑いがあったりする場合には、校内いじめ防止対策委員会が速やかに関係者から事情を聴き取ります。
- 事実確認の結果は、校長が遅滞なく関係保護者に報告するとともに、責任をもって教育委員会に報告します。
- 解決困難が予想される事案については、外部有識者等の指導を受けるとともに、犯罪行為と考えられる事案は、警察署に連絡します。これらの状況についても教育委員会に報告します。

#### (3) 家庭・地域での取組

##### ○ 学校との連携の強化

- 「子どもは、家庭や地域の宝である」という共通理解のもとに、児童生徒たちの健全育成のため、関係諸団体・機関等と連携し、いじめ防止に取り組みます。その際、情報交換、行動連携など具体的な活動を大切にします。

#### (4) 個人情報の取り扱い

- いじめ防止対策委員会における外部有識者等は、いじめ調査等に関して知り得た全ての個人情報について、第三者に提供・開示してはなりません。

### 6 重大事態への対処

##### ○ 重大事態対策委員会の設置

- 質問票、その他の適切な方法により事実関係を明確にする調査をします。
- いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を提供します。